

伊勢市農業委員会 第206回 総会議事録

日 時	令和5年2月15日（水）13時56分～14時37分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>19名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉    8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平    11番 北村 安弘    12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉    15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史    17番 岩尾 昭    18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	0名
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	1番 中川 亜沙美    10番 中西 正平
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>追加議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の廃止について</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について</p>

<p>議 長</p>	<p>5. 農地利用変更届出書について  6. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）  7. その他</p> <p>出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第206回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>19</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、  1番の中川 亜沙美さん  10番の中西 正平さん  のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）  追加議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の廃止について  以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。追加議案といつもの写真資料と地図及び来年度の予定等を綴じたものを配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。</p>

す。件数は3件、田が3筆4,090㎡、畑が9筆2,165㎡の計12筆6,255㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は佐八町の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は佐八町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は円座町の畑3筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は円座町地内 主要地方道伊勢南島線 米山新田交差点より北西へ250mに位置する農業振興地域内農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

次ページ（1-2）をご覧ください。

3番、こちらは贈与でございます。受人は矢持町の田1筆と畑6筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は矢持町床之木地内に点在する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、田1筆は遊休農地、畑6筆は耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご

異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が1筆76.95㎡、畑が2筆99㎡の計3筆175.95㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は藤里町の田1筆(現況:畑)の一部を、自身が所有する長屋住宅用の駐車場5台分としたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内 JA伊勢蓮台寺柿共同選果場より北東へ150mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、申請者が平成5年5月頃に駐車場にしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2番、申請者は小俣町明野の畑2筆を駐車場4台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 明野南部公園より東へ90mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、申請者が平成12年10月頃より前面道路の交通量が多く危険なため駐車場としてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。

<p>議 長</p>	<p>議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は9件、内訳といたしまして、田が6筆 2,958㎡、畑が3筆 1,661㎡の 計9筆 4,619㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(3-1)をご覧ください。</p> <p>1番、売買でございます。受人は一之木5丁目の田1筆を譲り受けて、庭としたいとの申請にございます。申請地は一之木5丁目地内 市立厚生中学校より南へ110mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃</p>

農地と判断されました。排水は自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

2番、こちらも売買でございます。受人は、小木町の田1筆を譲り受けて、音楽教室1棟 建築面積85.7㎡と駐車場10台分としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 小木墓地より西へ10mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。

3番と4番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人が同じであるため申請をまとめることが出来るところを分けて申請されましたが、同じ内容ですので併せて説明します。

借人である上地町で土木工事業等を営む株式会社近藤建設 代表取締役 近藤 隆男さんが、伊勢市が発注した 令和4年度公下第7号尾上岩渕分区污水管渠面整備（その1）工事を受注した関係で、黒瀬町の田2筆と隣接する5条許可済地の田1筆と宅地1筆を一体利用して、令和5年7月25日まで賃貸借により借り上げて、工事用の土砂・資材置場としたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内 黒瀬ポンプ場より北へ30mと40mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、借人が令和4年10月の着工以来、借用していた許可済地の田1筆と宅地1筆では、工事の進捗に伴い置場の容量がひっ迫してきて、納期内の施工に影響が出ることを懸念し、急遽許可を待たずに借り上げ利用開始してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみ自然浸透とし、被害防除として仮設バリケードで隔離するとのことをごさいます。

5番、こちらは売買でございます。

受人である京都市下京区烏丸通で不動産業等を営むワタキューホールディングス株式会社 代表取締役 安道 光二さん、村田 清和さんが、通町の田1筆を譲り受けて、貸事務所 建築面積 147.93㎡と駐車場27台分としたいとの申請にございます。申請地は通町地内 国道42号線 通町1交差点より北へ130mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、譲渡人が令和4年7月末頃に一部整地をしてしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて東側既

設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこと  
でございます。

6番、こちらは使用貸借でございます。父名義の西豊浜町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 平屋建て1棟 建築面積79.5㎡と進入路79㎡としたいとの申請にございます。なお、進入路については既に舗装されていますが、以前の農業用倉庫利用に伴うもので問題ないと事務局において判断しております。また、報告事項にあります、例外規定届出書が提出されています。申請地は西豊浜町地内 国道23号線 西豊浜町3交差点より東へ130mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

7番、こちらは売買でございます。受人である宇治浦田3丁目で不動産業等を営む西村電気有限会社 代表取締役 西村 修一さんが、畑1筆を譲り受けて、長屋住宅1棟 建築面積163.73㎡としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 坂東公園より北西へ240mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。受人である楠部町で不動産業等を営む株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合さんが、畑1筆を譲り受けて、建売住宅4棟 建築面積計231.84㎡としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 坂東公園より北西へ250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側新設及び西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町本町の畑1筆を譲り受けて、駐車場3台分としたいとの申請にございます。これは、隣接する宅地1筆及び住宅1棟を同時に購入しますが、駐車場が無いので家族分の駐車場を確保する必要があるためとのことです。申請地は小俣町本町地内 小俣資源拠点ステーションより北へ80mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題がないとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
(農林水産課)

それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は93件で、田が150筆の196,863㎡、畑が19筆の12,928㎡、計169筆の209,791㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇2年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の3,084㎡。
- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が5件で、田のみ8筆の10,007㎡。
- ◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の3,848㎡。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が12件で、田のみ31筆の30,259㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が5件で、  
田が4筆の1,386 m<sup>2</sup>、畑が5筆の3,308 m<sup>2</sup>、計9筆の4,694 m<sup>2</sup>。  
◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、田のみ3筆の5,064 m<sup>2</sup>。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が33件で、  
田が47筆の69,583 m<sup>2</sup>、畑が7筆の4,810 m<sup>2</sup>、計54筆の74,393 m<sup>2</sup>。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が33件で、  
田が47筆の69,583 m<sup>2</sup>、畑が7筆の4,810 m<sup>2</sup>、計54筆の74,393 m<sup>2</sup>。  
◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ8筆の4,049 m<sup>2</sup>。  
以上件数は93件で、田が150筆の196,863 m<sup>2</sup>、畑が19筆の12,928 m<sup>2</sup>、計169筆の209,791 m<sup>2</sup>でございます。転貸抜きの件数は60件で、田が103筆の127,280 m<sup>2</sup>、畑が12筆の8,118 m<sup>2</sup>、計115筆の135,398 m<sup>2</sup>でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内18番から21番は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（森北委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたく思います。

（森北委員着席後、審議再開）

続きまして 28 番から 31 番、56、57 番は、奥野 隆史委員に関係する分  
でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を  
審議いたしたいと思ひます。

(奥野委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願い  
します。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようござ  
いますので、本件について承認いたしたいと思ひますが、ご異議ござ  
いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第 4 号中の奥野委員に  
関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、  
奥野委員にお戻りをいただきたく思ひます。

(奥野委員着席後、審議再開)

それでは、議案第 4 号のその他の案件について審議に入りたいと思ひます。  
何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない  
ようでございますので、4 号議案について承認いたしたいと思ひま  
すが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第 4 号 伊勢市農用地利

<p>係 長</p>	<p>用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、追加議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の廃止についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p> <p>本日配布の追加議案ををご覧ください。議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の廃止についてでございます。内容についてご説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されるので、その施行日以降改正前の第5号に規定する面積要件は適用されなくなります。そのため、平成21年12月15日に二見町の区域のみ30aと定めた別段面積の公示を廃止するものです。ただし、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要があることに変わりはありません。なお、この別段面積廃止は、令和5年4月1日までに公示する予定です。</p> <p>議案第5号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の廃止については、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願</p>

<p>係 長</p>	<p>います。</p> <p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……1件（説明内容記録省略）</li> <li>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……2件（説明内容記録省略）</li> <li>3. 農用地利用集積計画の中途解約について ……17件（説明内容記録省略）</li> <li>4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について ……1件（説明内容記録省略）</li> <li>5. 農地利用変更届出書について ……5件（説明内容記録省略）</li> <li>6. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） ……2件（説明内容記録省略）</li> </ol> <p>報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし ます。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から決議内容の確認、1点の報告及び2点の連絡を させていただきます。</p> <p>まず、決議内容の確認としまして、ただ今配布しました資料をご覧ください。 令和4年2月15日に法令遵守の決議を行いました。継続していくことが必 要ですので改めて内容をご確認ください。なお、三重県農業会議には、委員の交 代等がなければ毎年の決議は不要であることを確認済みです。</p>

次に、前回ご質問をいただいていた藤里町の赤道に関する報告です。担当する維持課に確認した内容は、次のとおりです。11月末に調査士から、建築基準法上の接道と認めるために、赤道の払い下げか占用許可を取る必要があると、県の建築開発室から指導を受けたとのことで、相談がありました。検討した結果、赤道には水路が介在することから占用許可を取るよう伝えたところ、3月末を目途に申請すると回答を得たとのことでした。

続いて連絡の1点目は、2月の現地調査のお願いでございます。

- ・ 2月27日（月） 森北 雅博委員、 東浦 弘行委員
- ・ 2月28日（火） 神廣 敏夫委員、 山口 和男委員

にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。

2点目は、次年度総会の開催日、現地調査割り当て等でございます。配布の資料をご覧ください。順番等事務局で決めさせていただきましたので、日程の確保等よろしくようお願いいたします。なお、次年度に改選がありますので、現地調査については、12月以降を、署名順については、1月以降を空欄としてありますのでご了承ください。

連絡は以上でございます。ありがとうございました。

議 長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第206回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長

委 員

委 員